

早稲田大学大学院政治学研究科
博士学位申請論文審査報告

博士学位申請者 平井 新

論文題目 現代台湾における重層的な移行期正義の展開

論文書式 A4 横書き。目次 3 頁、本文・脚注 285 頁、参考文献リスト 15 頁、
付録資料 8 点、29 頁
日本文（本文文字数 210,294 字）

提出前発表会 2019 年 12 月 24 日

論文受理決定日 2020 年 1 月 15 日

口頭試問実施日 2020 年 2 月 8 日 於早稲田キャンパス 26 号館 1101 号室

審査委員 主査 若林正丈 早稲田大学政治経済学術院教授（台湾研究）
副査 梅森直之 早稲田大学政治経済学術院教授（日本政治思想史）
副査 土佐弘之 神戸大学大学院国際協力研究科教授（国際関係論）

I. 論文の構成

本論文は、以下の目次(章・節のみ)が示すように、序論、本論第一章から第五章、そして結論の全7章から成っている。注は脚注として示され、参考文献リストと付録資料8点が文末に付されている。付録資料(原文中国語)はいずれも著者による和訳である。

序論

はじめに

第1節 国際社会における移行期正義

第2節 移行期正義の発展史—「移行」アリーナの拡大

1. 体制移行の「ポスト独裁型」事例／2. 平和移行の「ポスト紛争型」事例
3. 先住民族などへの歴史的不正義を是正する「ポストコロニアル型」事例

第3節 移行期正義の先行研究の検討

1. 学際的なTJ研究 / 2. 定量的なTJ研究
3. 「体制移行」という限定に対する批判
4. 体制移行期の正義と歴史的正義をつなぐ視点-正義概念の転換としてのTJ
5. 本論文で扱う「正義」の位置づけと「移行」の捉え方

第4節 本論文の課題

1. 四つの課題 / 2. 方法と資料

第5節 先行研究をふまえた本論文の位置付け

1. 従来までのTJ研究における考察の不足点
2. 本論文の特色・独創性と位置付け

第6節 本論文の構成

第1章 東アジアの重層的な移行期正義の構造と台湾事例の特殊性

はじめに

第1節 韓国と台湾の戦後初期における脱植民地化の植民地性

第2節 韓国、台湾の「二重の脱植民地化」と重層的な移行期正義

第3節 日本における「脱帝国化」と重層的な移行期正義

第4節 なぜ台湾事例を対象とするのか?—台湾事例の特殊性と普遍性

1. 台湾事例の特殊性:台湾の例外的国家性と「例外状態」
2. 主権における「例外状態の常態化」
3. 台湾における「例外状態」と「主権的締め出し」
4. 民主化による「例外状態」の「正常化」と移行期正義の進展

小結

第2章 現代台湾におけるポスト独裁型の移行期正義の形成過程

はじめに—— 現代台湾におけるポスト独裁型の移行期正義

第1節 現代台湾における移行期正義の萌芽（1987～2000年）

1. 二二八事件に関する「過去の克服」の始まり
2. 白色テロに関する「過去の克服」の始まり

第2節 陳水扁政権および馬英九政権の「過去の克服」（2000～2016）

1. 補償/賠償メカニズムの進展 / 2. 公的記憶・記念メカニズムの進展
3. 檔案局の成立と文書公開の進展と限界
4. アドボカシーグループによる「転型正義」概念の導入
5. 公共空間における記憶の象徴をめぐる相克

第3節 蔡英文政権期の「転型正義」政策の展開

1. 問題の所在 / 2. 蔡英文による「転型正義」のアジェンダ化と世論の支持
3. 「不当党産処理条例」の法制化 / 4. 「促進転型正義条例」の法制化
5. 台湾の移行期正義の阻害要因

小結

第3章 現代台湾におけるポストコロニアル型の移行期正義

はじめに——先住民族運動と移行期正義

第1節 近代以降の台湾先住民族に対する統治の歴史

1. 近代以前の台湾先住民族統治 / 2. 日本植民地統治政府による先住民族統治

第2節 台湾における先住民族運動と多文化主義の歴史

1. 先住民族の移行期正義前史—反「汚名化」と「正名」運動の成功—
2. 原住民族権利保障の法制化の動向

第3節 原住民族の伝統習俗と法的規制の衝突

1. 高雄桃源郷梅木事件 / 2. 阿里山ツォウ族頭目蜂蜜強奪事件
3. タイヤル族スマクス樺木事件 / 4. 王光祿（TAMA TALUM）事件

第4節 原住民族運動における「転型正義」概念の導入

1. 「二二八狼煙行動」 / 2. 「共生音楽節」
3. 第三回模擬憲法法廷「転型正義」における「原住民族」に関する議論
4. 先住民族の移行期正義運動の担い手と論理

第5節 蔡英文政権期における先住民族の移行期正義の進展

1. 蔡英文政権期における先住民族の移行期正義のアジェンダ化
2. 蔡政権の「転型正義」政策と先住民族の立場からの批判
3. 蔡英文政権期の先住民族に関する移行期正義政策の進展
4. 先住民族の伝統的土地の争議と抗議運動の展開

小結

第4章 現代台湾におけるポスト紛争型の移行期正義の多元的展開

はじめに

第1節 「台籍老兵」のメモリー・アクティビズム

1. 「台籍老兵」とは誰のことか？ / 2. 帰台と台籍老兵権利回復運動への奔走
3. 「記念碑」と「記念館」からうかがえる許の「台湾老兵運動」の思想
4. 台籍老兵運動が示す台湾型のTJ＝「転型正義」の意義

第2節 ポスト紛争型TJの対中国に向けた展開の可能性

小結

結論

参考文献 / 付録資料

II. 論文の概要

現代の国際社会においては、国家と社会とが人権抑圧や非人道行為などの不都合な過去に向き合いそれを克服しようとする政治的社会的実践は「移行期正義」

(transitional justice, 以下TJと略称) と呼ばれるようになっており、それとともに様々なディシプリンによる学術研究が積み重ねられてきている。本論文は、国民党一党支配の権威主義的政治体制から民主体制への移行を果たした現代の台湾において、このTJの実践が重層的連鎖的に展開してきていることを、同時代的観察と文献調査により社会運動の動向と法制度の形成を中心に論証したものである。ここで「重層的連鎖的」というのは、現代台湾におけるTJが、台湾の「多重植民と連続植民」(呉叡人の表現)を経験した「複雑骨折したかのような歴史」(駒込武による形容)を反映して、権威主義体制の過去の人権抑圧などの不正義を正そうとする「ポスト独裁型」のTJ、脱冷戦期に現出した民族独立・内戦などに起因する不正義を正そうとする「ポスト紛争型」のTJ、さらには確立した近代国民国家の中の先住民族に対する歴史的不正義を正そうとする「ポストコロニアル型」のTJとが、時期的に重なるとともに連鎖する形で現出・展開したことを指している。

各章毎に論文の概要を示せば、以下の通りである。

「序論」では、TJの世界各地での実践やこれに関する先行研究を概観した上で、現代台湾のTJを対象とする本論文の課題が提起されている。

著者はまず国際社会のTJの歴史における「移行」のアリーナの拡大を概観する。そこではラテンアメリカにおける民主体制移行に伴う過去の権威主義体制の人権抑圧の真相や責任を追及する「ポスト独裁型」から東欧や東チモールやアフリカ諸国が内戦状態から平和状態に移行した際の過去の紛争における暴力や人権抑圧に向き合う

「ポスト紛争型」へのアリーナの拡大が見られた。またこの間に、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど、確立したリベラル・デモクラシーを持つ移民国家に

においても、国連における先住民族問題の論議の進展とともに、国家確立期に遡る先住民族に対する非人道行為の反省が行われることとなった。筆者は、これとは別の形で問われている近代における植民地主義の「植民地責任」を問う越境的な真相・責任追及の動きと合わせて、これらを前二者とは異なる「ポストコロニアル型」の TJ と見なすべきであると主張する。

ついで著者は、先行研究の検討を試み、(1)TJ アリーナの拡大に伴い「移行」と「正義」の概念そのものの転換が模索されているが、未だ十分な成果をあげるに至っていないこと、このことは(2)これまでに多数の事例研究が蓄積されているにもかかわらず、その地域的偏り、つまり東アジア事例の研究が極めて少ないこととも関係していると見立てる。そして、(1)に関しては、先行研究における理論的反省を踏まえ、①TJ の定義としては「過去の国家権力によってもたらされた不正義を正そうとするあらゆる試み」との広い定義を採用する、これに相応して②「移行」の概念を政治体制の移行や戦争状態から平和への移行とのみ捉えるのではなく、正義の概念そのものも転換していく「正義の構想のパラダイム・シフト」と捉える、そうすると③上記の TJ の 3 つの類型は、区別される別個のプロセスとのみ見立てるのではなく、政治状況の位相の変化とともに相転移するもの、連鎖するものととらえるべきであると主張する。

こうした理論上の反省を述べた上で、著者は上記(2)に関して、東アジアの事例の探究の急務を指摘し、現代台湾の事例を対象とする本論文の課題として、①上記 3 つの類型の間に生じる「正義の構想のパラダイム・シフト」をその具体的過程において検証する、②現代台湾における TJ 概念の受容とその政治過程における焦点化の過程を解明する。特に、台湾における TJ の展開が TJ の台湾における中国語訳である「轉型正義」のコンセプトの意義を明らかにする、③台湾事例でも民主化の開始とともにポスト独裁型の TJ が取り組まれたが、その過程での関連する法制度形成過程の分析を行う、そしてその上で、④台湾の過去の「複雑骨折したような歴史」に対応して、ポスト独裁型 TJ の展開にポスト・コロニアル型とポスト紛争型の TJ 追求が重なりあい連鎖する様態を明らかにする、という 4 点を提起している。

第一章では、台湾と韓国を事例として、日本の植民地支配からの脱植民地化と民主化の歴史的経緯から、それぞれの TJ の重層性の様態を整理するとともに、ジョルジュ・アガンベンの「例外状態」論を補助線として台湾事例の特殊性を論述して、本論文において台湾事例を取り上げることの意義を強調している。本章の論述は、第二章以下の台湾事例の検討に歴史的看取り図を提供するものとなっている。

著者はまず台湾と韓国の脱植民地化の歴史的様態を検討し、戦後の東西冷戦期を通じて、台湾も韓国も権威主義体制の統治下にあったことで、下からの脱植民地化主体の形成が抑圧されていたため、脱冷戦期の民主化の時期に至って、ポスト独裁型の TJ アジェンダとともに、改めて過去の植民地支配にからむ TJ のアジェンダ（ポストコロニアル型）とそれぞれの内戦（中国内戦[国共内戦]と朝鮮戦争）に関わる TJ アジェン

ダ（ポスト紛争型）が提起されることになり、ともに重層的連鎖的な TJ 政治の展開を見ることになったとする。また、台湾の場合には先住民族が存在するため、民主化期にはカナダなどのリベラル・デモクラシーにおけるのと同位相の先住民族の歴史正義要求によるポストコロニアル型の TJ アジェンダも提起された。これが台湾事例と韓国事例の大きな違いである。

著者は次いで、アガンベンの「例外状態」論を引用し、台湾近現代史においては次の4点において「例外状態」が生じたとする。①戦前の日本植民地支配下から戦後の権威主義体制下まで、形態は異なるものの、台湾という地域がそれぞれの憲法（大日本帝国憲法および中華民国憲法）が十全に施行されないという法的地位における「例外状態」に置かれ続けていたこと、②民主化後においても国家安全法などに権威主義体制時の法規範が温存され続けたこと、③植民地期に「例外中の例外」として扱われてきた先住民族に関する行政制度の根幹が戦後の中華民国統治下にも受け継がれたこと、④政治体としての台湾（中華民国）そのものが1970年代以降の国際関係において対外的主権を否認される主権の「宙づり」の状態の置かれたままであること、これらである。戦後台湾ではこうした「例外状態」の常態化が現出していたため、台湾における「轉型正義」の展開は、この「例外状態」の常態化を正常化していこうとするベクトルを有するものとなる。故に、この常態化した「例外状態」の正常化こそが、3つの類型に通底する TJ の内実であるとの視点が得られると主張している。

また、ここでは、④をもたらす状況は、台湾の主権に対する中国からの強力な挑戦が持続している国際情勢の下では、台湾の安全にとっては重要な対外関係の一つである対日関係の悪化をもたらしかねないため、越境的なポストコロニアル型の TJ アジェンダ（例えば従軍慰安婦問題）の台湾側からの焦点化が安全保障の観点から困難となるとの観察も示されている。

第二章では、民主化期（李登輝国民党政権）、その後の陳水扁民進党政権期（2000-2008年、立法院では国民党多数）、馬英九国民党政権期（2008-2016年、立法院でも国民党多数）から蔡英文民進党政権期（2016年以降、立法院でも民進党多数）までの、二・二八事件（1947年の反国民党政権暴動と過酷な鎮圧）と「白色テロ」（長期戒厳令期[1949-1987]に共産党摘発を名目とした政治的異見者への厳しい抑圧）に代表される権威主義体制期の人権抑圧の見直しのポスト独裁型 TJ の展開を下からの運動と政府の対応の両側面から跡づけるとともに、その成果として蔡英文政権下で進んだ法制化の過程を論述している。

まず、著者は、長期戒厳令解除（1987年7月）直前に始まった「二二八平和の日」運動による二・二八事件見直し運動に刺激を受けて事件犠牲者やかつての政治犯の団体が次々と組織され見直し要求の声が社会的に高まったのを受け止める形で、李登輝政権期において、政府による二・二八事件調査報告書の作成・出版、「二・二八事件処理及び保障条例」や「戒厳時期反乱および共産党スパイ事件不当判決補償条例」の

制定と補償の実施、各地の記念碑の建設や台北市における二・二八事件記念館の設立、国家元首による謝罪（1995年2月28日台北市の二・二八事件記念碑落成式に際し当時の総統李登輝が出席し遺族に謝罪の発言）が行われて、ポスト独裁型 TJ に関して、民主化期においては「補償、謝罪と記念」により対応する枠組が作られたことを、先行研究を援用しつつ確認している。

これに次ぐ陳水扁民進党政権期と馬英九国民党政権期には、「補償、謝罪と記念」の枠組以上の TJ の推進に消極的な国民党が議会多数を占めていたこともあって、「檔案法」（1999年制定）に基づく政治案件政府文書の部分的開放と一部資料の刊行、かつての政治犯監獄の保存と人権テーマパーク化、上記「補償条例」の「賠償条例」への転換など限定的な進展が見られるのみであり、この間、旧体制エリートや一部学者から歴修正主義的な発言が相次ぐなどのバックラッシュも見られたのであった。しかし、その一方で社会運動の側にも新たな動向が観察された。これらの歴史修正主義的な動向に反発するメモリー・アクティビズム（蒋介石銅像の撤去や権威主義体制弾圧事件の記念スポットの設定・命名）の展開とともに、transitional justice の概念が政治学者により「轉型正義」と翻訳されて運動に導入され、急速に台湾の TJ 運動のフレームとして浸透していった。そして民進党が再び政権に返り咲き立法院の多数を占めた蔡英文政権期に入って、政権の政策フレームを表す用語としても採用されることになったのであった。

こうしたプロセスを詳述した後、著者は次いで、論文執筆時期までに進行した蔡英文期に「轉型正義」フレームによる TJ の法制整備とその執行体制の形成について論じている。検討されているのは、権威主義体制確立期に本来国家資産に組み込まれるべき接収日本資産が国民党およびその附属団体の財産とされた問題を正そうとする「不当政党財産処理条例」や蔡政権の「轉型正義」政策の中核をなす「轉型正義促進条例」の議会審議過程、およびそれらの執行機関として設置された「行政院不当政党財産処理委員会」と「行政院轉型正義促進委員会」（通称促轉会）の本論文執筆時（2019年秋頃）までの活動状況である。これらの制度と執行機関は、前者については、8つの団体が上記条例該当の国民党附属機関と認定されその資産の国家返還が決定され、後者については、条例に基づいて政治案件の檔案開示をより容易にするべく「政治檔案条例」が制定されるとともに、これも条例に基づいて過去に遡って政治案件の有罪判決の取り消し公告が行われたこと（2019年7月までに5837名）など一定の成果が上がっている一方、促轉会の副主任委員（民進党員）が同委員会の活動を選挙に利用すべしとした発言が外に漏れ主任委員と副主任委員が辞任を迫られるなどの混乱も生じたことなどが示されている。

さらに著者は、「轉型正義促進条例」の審議過程において、条例の対象を1945年以降の事象に限ろうとする政府・与党案に対し、野党から日本植民地統治期に生じた「慰安婦問題」や先住民族問題をも対象にすべしとの対案（「ポストコロニアル型」のアジェンダ）が提出されたことに注目し、蔡英文政権下での「轉型正義」のフレームに

よる TJ アジェンダの再焦点化が、さらなる「正義の構想のパラダイム・シフト」を誘発していることを確認して、次章の論述につなげている。

第三章では、ポスト独裁型 TJ と並行して進行した台湾先住民族の権利回復運動の展開とそれに促された法制化の動向とそれが直面している難問の分析を通じて現代台湾におけるポストコロニアル型 TJ の展開のあり方を検討している。

著者は、まず先住民族に対する近代国家支配が開始された日本植民地統治期から戦後民主化期までの中華民国の先住民族統治を概観し、第一章で「例外状態」のコンセプトで提示した先住民族の法的地位と土地権利の制限が、「山地同胞」の公式名称による諸待遇と日本統治期の「準要存置林野」制度を引き継いだ「山地保留地」制度にも引き継がれている（「轉型正義」のタームでは「歴史不正義」の継承）ことを確認する。本章ではさらに民主化期には、戒厳令下で開始された「台湾原住民族運動」が、民主化の流れの中で反「汚名化」運動（先住民児童の自己軽蔑を促すような小学校教材の廃止）や「正名」運動（他称でなく台湾先住民の集団を「原住民族」、個人を「原住民」と呼ぶ、漢人名の名乗りを義務付けていた「姓名条例」を改正し先住民族固有名の名乗りを法的に承認する）で成果をあげ、また中央政府レベルでの先住民族行政専管機関（行政院原住民族委員会）の設置に成功したこと、「憲政改革」の過程で「原住民族」の語と関連政策理念を中華民国憲法増修条文（民主化のために憲法本文とは別に追加された条文）に書き込むなどの成果を獲得したこと、さらに民進党の陳水扁政権期には、先住民族運動の理念をほぼ全面的に記述したといえる「原住民族基本法」をはじめとする幾つかの立法が行われたものの、先住民族運動の中核的要求である「自治」と「土地」に関しては、前述のポスト独裁型 TJ の法制整備と同様に議会多数を占める国民党が消極的なこともあって、法制化は進まなかったことなどが、先行研究を援用しつつ確認されている。

次いで著者は、2000 年代後半から 2016 年の蔡英文政権による「轉型正義」のフレームによる先住民族政策の法制化再取り組みまでの間に 2 つの注目すべき事象があったことを指摘している。一つは、司法領域における変化である。2000 年代後半には、「原住民族」条項の憲法増修条文入りをうけた「原住民族基本法」など先住民族法制の基礎的整備と国連の「先住民族権利宣言」の採択（2007 年）とがあり、先住民族をめぐる司法の場の環境が一変した。このことを受けて、司法院は 2010 年代に入り先住民族専門法廷を各地に開廷することになり、これにつれて、「基本法」において保護されるべきとされた先住民の山地における狩猟・採集行為と国家公園法、森林法、野生動物保護法、銃弾薬刀剣類管理条例などの既存法令との衝突事件に関する司法判断が、次第に先住民族の文化的慣習を認める方向で行われるようになったことが実例を示しつつ指摘されている。

もう一つは、このように先住民族の権利の法的保障が一定程度行われるようになった状況下において先住民族の権利回復を求める社会運動の側が「轉型正義」を運動の

フレームとするようになったことである。前述したように、これは著者のいう「正義の構想のパラダイム・シフト」にあたる事象である。著者は、主な事例として、2008年ブヌン族の一部落の伝統祭祀が警察の干渉で実行できなくなったことへの抗議を発端として、二・二八事件の日に伝統的な告示方式である狼煙を上げるという行動で中華民国政府に対して「原住民族の轉型正義に向き合うこと」を要求した「二二八狼煙行動」、そして2013年からTJ運動団体が聯合して総督府前大通りで2月28日に開催するようになった「共生音楽節」のイベントにこの「二二八狼煙行動」も参加するようになったこと、さらに退職した元司法院大法官や法学者が組織する「轉型正義」をテーマとする模擬司法院大法官法廷（憲法法廷）の試み（2014年より開始）の中で先住民族法制弁論（2017年に開催）の取り組みなど、を取り上げている。先住民族法制の弁論では、先住民身分の学者も弁論に立つ中で、中華民国の現行法規とそれが保護すべきであるとする先住民族の伝統規範との間の関係、その伝統領域に「自然主権」を有すると主張する先住民族の立場と中華民国との関係にも及ぶ議論の試みがあったとしている。

前述したように、蔡英文民進党政権は、議会多数獲得を背景に再度TJに本格的に取り組もうとして「轉型正義促進条例」を成立させたが、先住民族に関する歴史正義問題は、この条例とは別枠の政策・執行体制の枠組で取り組むこととした。行政院原住民族委員会は2016年7月「原住民族轉型正義」特別報告を発表、「原住民族基本法」に基づく法制整備推進をうたっていたが、ここではすでに政府文書においても「原住民族政策」が「轉型正義」の枠組と結び付けられていた。続いて、同年8月1日「原住民族の日」には、蔡英文総統が政府を代表して過去数百年にわたる先住民族の苦境を数え上げそれに対して一つ一つ謝罪の意を表明するとともに、総統府に先住民族代表を網羅する「原住民族歴史正義と轉型正義委員会」を設け、先住民族歴史正義アジェンダに積極的に取り組む姿勢を見せた。行政院もそれまでほぼ開店休業状態であった「原住民族基本法推進会」（基本法を法源とする各種関連法制の整備を促進する行政院内連絡会議）を活性化し、「原住民族言語發展法」の制定、野生動物法、漁業法、森林法などで先住民族の伝統的狩猟行動に抵触する部分の解釈例の公布、原住民族法律サービスセンターの設置などに次々に取り組んでいった。

ただし、最大の争点でありかつ未決であるのは、陳水扁政権、馬英九政権と組み込まれながらも進展も見えていなかった先住民族「伝統領域」の土地問題である。2017年2月行政院原住民族委員会はそれまでの「伝統領域」調査に基づき、終に「原住民族土地あるいは部落範囲確定辦法」法案を公表したが、この案でも先住民族部落に「伝統領域」として分配される土地が、それまでの漢人の山地浸透の過程で私有地として土地所有権が設定されていた部分100万haが除外されており、先住民族団体から強い抗議の声があがり、総統府前大通りにおいて、「凱道部落」と呼ばれる座り込みの抗議が続けられたりした。原住民族委員会は「私有地」除外は私有財産保護の憲法の原則に抵触することができないが故であるとしているが、ここに中華民国憲法が体现す

る近代市民法体系と先住民族の伝統規範との齟齬の問題が明白に露出している。著者は、このアポリアに関する台湾学界の意見の分布・分岐も紹介している。

第四章では、「台湾籍老兵」の尊厳ある記憶と記念を求めるメモリー・アクティビズムと政治エリートによる対中国言説をとりあげ、台湾におけるポスト紛争型 TJ のあり方を示す。

1940年代二つの国家の戦争が台湾人の青年を襲った。一つは日本のアジア太平洋戦争であり、もう一つは中国内戦(国共内戦)である。筆者が取り上げる許昭榮(1928-2008)という人物は海軍特別志願兵として日本の戦争に従軍し、戦後は中華民国海軍に入営を余儀なくされ中国内戦を経験した人物である。著者が注で紹介しているように、この他にもこの時期、日本兵を経験した後中華民国国軍兵士として中国大陆で従軍中に中国共産党軍の捕虜となり共産党軍兵士として国軍に対峙したという短期間に3つの軍隊の軍服を着ざるを得なかった趙世男(1928~)という人物も存在する。

台湾人元日本兵士に関しては、1970年代の日台断交以降に、台湾人元老兵の訴えをうけて日本国会議員有志による議員立法で一定の補償が行われるといった経緯があったが、中国内戦に動員された台湾人兵士、特に共産党軍の捕虜となって犠牲になった人やその後の中台の政治的軍事的分断の中で故郷に帰れず大陸に滞留し続けた人々のことは長く顧みるものがなかった。許昭榮はその後「海軍台湾独立事件」の関わったとして10年の懲役を受けた政治犯の経験者でもあり、訪米後も続く政府の迫害の中でようやくカナダ政府より難民パスポートを得たことをきっかけに、中国大陆に渡って大陸滞留の元台湾人兵士の消息を訪ね歩き、1992年台湾での政治自由化の徹底で海外台湾人のパスポートを取り上げる所謂「ブラックリスト」が廃止されたのを機に台湾に戻り、これら顧みられなかった「台湾籍老兵」に関する生存者の帰還、その記憶と記念のモニュメントの設置などの活発な活動を展開した。それは一定の成果を上げたのではあるが、自らの過去の統治責任の問題に関わる故に国民党からも、台湾ナショナリズムのイデオロギーから国共内戦の問題に共感しがたい民進党からも、積極的な対応が得られず、彼が最も重視した高雄市に設立を試みた「戦争と平和記念公園」に関して、両党から冷淡な対応をされたことに対して、2008年5月20日馬英九総統就任式の日にも同公園予定地で抗議の焼身自殺を遂げたのであった。この生命を賭しての抗議が関係者に衝撃を与え、同公園と「戦争と平和記念テーマ館」の完全な形での設立を見ることとなった。

以後、2011年からは許昭榮を記念して毎年台湾の近代史と戦争をテーマとする国際学術シンポジウムが開催されるのが恒例となった。2016年政権交代後は同年11月蔡英文が総統として初めて「戦争と平和記念公園」の式典に参加して挨拶し、「台湾社会の集団的記憶が、異なる時代、異なる世代、異なる族群(エスニック・グループ)の経験を包み込むようになること」を望むとの趣旨を述べて公園の意義を肯定した。また2017年には同公園で許昭榮追悼会が開催された際、当時の陳菊市長(民進党)が

高雄市政府は彼の努力に対し長年に渡って冷淡な対応を行ってきたことに謝罪した。その翌年には、「轉型正義促進委員会」の政治犯判決無効化政策が「海軍台湾独立事件」に及び許昭榮の懲役判決も無効とされたのであった。

著者は本章第一節で、以上のような許昭榮という人物のメモリー・アクティビズムの足跡を詳細にたどり、また彼が残した言説を分析して、元日本兵であり元国軍兵士であり、また政治犯でもあった許昭榮にとっては、ポスト独裁型、ポスト紛争型、ポストコロニアル型のアジェンダは一体のものであったと結論づけている。

著書はさらに、2008-2016年の間、国民党籍の馬英九総統が、一方で「九二年コンセンサス」に基づく対中経済交流促進策を進めつつも、毎年中国「六四事件」（天安門事件）に際して、同事件の見直しを通じた人権尊重と政治的自由化を中国指導者に呼びかけ続けていたこと、および2019年1月2日中国習近平総書記が台湾政策演説を発表し、改めて「一国家二制度」による統一方式と対台湾武力不行使を表明しない旨を強調したことに対する前出の総統府「原住民族歴史正義と轉型正義委員会」の委員が批判声明を発表したことを、中国内戦が残した「ポスト紛争型」TJに関わる事象としてとりあげ、対外主権に挑戦されている「例外状態」の国家としての台湾におけるTJの追求は、民主的正常化（democratic normalization）による国際的正統性の強化を通じた外交戦略としての意義を持っていると、これらの事象を位置づけている。

「結論」では、各章の論述の要約が示された後、①TJの展開過程の把握に関しては、ポスト独裁型、ポスト紛争型、ポストコロニアル型というTJの3類型が台湾事例においては重層的連鎖的に展開していること、②TJのコンセプトについては、現代台湾におけるTJの受容は、権威主義体制の過去に向き合う運動が展開される中でアドボカシー・グループにより、「轉型正義」との中国語訳として導入され、その後先住民族の伝統的権利や国共内戦を背景とした「台湾籍老兵」のメモリー・アクティビズムへと社会運動の実践が拡大していく過程を通じて、現代台湾政治の中でTJのアジェンダを焦点化していく結節点の意義を獲得したこと、これらを明らかにしたとその成果をまとめた上で、こられの解明のインプリケーションとして、次の3点を指摘している。

第一に、TJの中国語訳として導入された「轉型正義」のコンセプトが上記のような結節点の役割は、TJ概念の台湾におけるローカル化を示している、という点である。「多重植民と連続植民」という要約が可能であるような複雑な歴史経験が堆積している台湾社会では、国民党の権威主義体制期の負の遺産の克服の問題は、それ以前の日本の植民地統治や国共内戦および台湾先住民族が向き合ってきた諸問題と相互に関連している。このため一つのトピックについての歴史的不正義の克服の進展によって、別のトピックについての運動が活性化されるというような経路で、「轉型正義」という言説が連鎖する運動の結節点として機能する中、公共的なアジェンダとなっている「正義」がさらに「轉型」していくという「正義の構想のパラダイム・シフト」の連鎖構造が形成されている。つまり、従来それぞれ異なる地域の事例にて異なるタイプ

に分類されてきた歴史的正義に関する諸問題が、台湾では「轉型正義」という言説を通じて連鎖的に政治的俎上へのぼることで、過去の国家暴力の克服を民主化の成果として共通の歴史記憶の基盤とするための、より包括的かつ普遍的な「正義」を含意することになっている。

第二に、「轉型正義」の重層的展開とともに強調されるようになった「歴史正義」の含意の理解である。民主化運動のアドボカシー・グループがポスト独裁型の TJ を推進する文脈でも、台湾の先住民族が自らの「自然主権」の回復を求める主張の文脈でも、その後に蔡英文政権期に両者の問題を公式の TJ 政策に採用された際も、「轉型正義」という概念を通じた台湾社会の和解の基盤としての「歴史正義」の追及の必要性が強調されていた。著者は、台湾における TJ 運動と政策の重層的な展開においては、両概念が「集合行為のフレームワーク」として作用したと解釈する。歴史的不正義を正そうとする被害者や遺族、人権団体などのアドボカシー・グループは、過去の体制における国家の暴力行為の真相究明によって、「政治犯」とされてきた自らの名誉の回復を求め、権威主義体制の「過去の克服」を目指そうとする運動を「轉型正義」の名の下にさまざまな活動やキャンペーンで導入し展開する中で、政権による対応が進むことによって、「集合的効力感」を獲得し、民主化された台湾という政治共同体のメンバーシップのアイデンティティを再確認してきたと言えよう。このように「轉型正義」という概念は、それぞれの族群が求める「歴史正義」の結節点として、それぞれの運動を包含する「集合行為のフレーム」として作用することで、公共アジェンダとなる「正義」のアリーナが連環的に拡大し、社会で共有可能な「歴史正義」に統合が模索されるなか、最終的に共同体のメンバーシップが再確認される、というサイクルの存在が見出せるのである。

第三に、現代台湾政治研究にとってのイムプリケーションである。著者によれば、本論文が明らかにした TJ の台湾における重層的な展開は、若林正丈の主張する「中華民國台湾化」の進展の一側面として、政治共同体の基盤となる共通の歴史的正義に収斂していく過程だったと要約できる。台湾では、主権の欠損によって生じた外部正統性の欠如が、不断の民主主義の深化を促し、過去の国家による不正義をたゞす社会運動に促された政府が体制内部の制度改革を通じて「自己統治 (Self-government)」の正統性の強化に務めてきた。こうした「中華民國台湾化」の進展は、中国国民党を中心とした中国ナショナリズム対民主進歩党を中心とした台湾ナショナリズムという「藍緑」二極対決の構図から、台湾の現行の民主主義体制および台湾社会への強い愛着と結びついた「台湾アイデンティティ」という中間的なイデオロギーの広がりを生み出しており、こうしたヘゲモニー・ポジションの変化により、多重族群社会における異なる「過去の克服」の問題の処理は、「藍／緑」のイデオロギーのどちらか一方に偏ったやり方ではなく、「台湾アイデンティティ」に訴えかけることのできる内容的実態を与え得るような歴史的正義の問題として捉えられるようになった。この「歴史正義」は、台湾において行使されたあらゆる国家暴力の過去を克服していく運動を

通じた共通の歴史記憶の形成にもとづき、対内的には国民統合の基盤として、対外的には台湾を取り込もうとする権威主義的な大国中国に向け、台湾の民主体制/主権の正統性の強化を企図している。換言すれば、若林の言うところの台湾の多重族群社会において、本来的にアゴニスティックな対立を招き易いアイデンティティ・ポリティクスに牽引された異なる位相の TJ は、「中華民国台湾化」の進展による「台湾アイデンティティ」の興隆という流れの中で、戦後台湾国家に住む市民が共に向き合うべき共通の「正義」の問題として、草の根の社会運動を通じ連環的かつ連鎖的に拡大していき、社会内部の和解と過去の国家体制/主権の正常化を志向していく法政治改革につながったのである。台湾における TJ の運動と政策は、いわば、多重族群によるアイデンティティ・ポリティクスの遠心力と「中華民国台湾化」の求心力の中で、より普遍的に連鎖的に展開していく傾向を有しているのである。

著者はさらに「残された課題」として、①先住民族の「伝統領域」問題に関わって、今後はいっそう「分配的正義」の問題に注力する必要があること、②これまで焦点化しにくいまま推移してきた日本植民地支配や中国との内戦・対峙から生じる越境的アジェンダのあり方についての一層の検討、③対外主権が制限されている台湾の「例外的国家性」は中華民国憲法体制と国民主権の実践との間にアポリアを生んでいるが、このことは、「民主化による正常化」により政治体の正統性強化のベクトルを持つ台湾の TJ にいかなる影響をもつかの検討、④より広い地域比較による「正義の構想のパラダイム・シフト」という分析枠組の強化、という 4 つの点を挙げて論文を終えている。

III. 研究の評価

叙上の「概略」が示すように、本論文は、「移行期正義研究」という大きな枠組の中に現代台湾における事例を位置づけ、そのことを通じてこれまでに多大の蓄積の見られる移行期正義研究において東アジア事例が欠如しているという研究の偏りを正そうとする課題を担おうとしたものであった。審査委員会は、後述するような問題点はあるものの、本論文がこの課題の達成に基本的に成功していると判断する。

第一に、本論文において、著者は、「正義の構想のパラダイム・シフト」（問題点は後述）という一貫した視角を用いて、自身の主張する台湾事例の「総合的」論述にほぼ成功している。TJ アジェンダの焦点化の見られる問題領域に関しては、社会運動と政府の対応および法制化の展開など複数のレベルに目配りした包括的で分厚い記述を展開しているのみならず、「例外状態」のコンセプトを援用しつつ、現代台湾において TJ アジェンダの焦点化が不在あるいは希薄とならざるを得ない領域とその国際政治的背景に言及することで、その包括性を担保している。この点はまた台湾の TJ における地政学的側面のあり方を示す指摘としても有意義である。

第二に、国民党一党支配の権威主義体制期に起源を持つ TJ アジェンタ（ポスト独裁型）のみならず、先住民族の「歴史正義」運動（ポストコロニアル型）と「台湾籍老

兵」のメモリー・アクティビズム（ポスト紛争型。ただしこの点の問題点も後述）にも着目して、その運動の言説や推進人物の経歴・思想を検討することを通じて、台湾における TJ が台湾近代の歴史的構造を反映して重層的連鎖的な展開を遂げつつあること、そしてその進展のベクトルは近代主権国家とその法体系そのものに関わるアポリアにも到達しつつあることをも成功的に論述している。

第三に、現代台湾の TJ に関わるコンセプトの発展をも跡づけていることである。上記のプロセスが 2000 年代に入り transitional justice を中国語訳した「轉型正義」のコンセプトに牽引されていたことを明確に跡づけ、さらにその展開過程とともに「轉型正義」が単なる翻訳語に止まらず台湾の TJ の内実を包摂し発話するローカルな概念に転換していったことを提示し得ている。

第四に、本論文が、東アジア規模での移行期正義研究に重要な手がかりを提供するものともなっていることである。本論文の第二章以下の論述は台湾事例に限定されているが、第一章では、東アジア、特に朝鮮半島、中国、台湾そして戦後日本国との関係に目配りし、日本の敗戦による脱植民地化、中国内戦、東西冷戦の東アジア波及、朝鮮戦争などを経た中台の対峙、南北朝鮮の対立、そして冷戦体制下の日本の再独立などが戦後東アジアに作りだしたところの TJ に関する問題構造のフォーマットが提示されている。このフォーマットは、「概要」に示したように、第二章以下の台湾事例論述の前提を提示するものであるとともに、台湾と韓国という冷戦的対峙構造の中では「西側」に属する部分だけで民主化とともに TJ の政治が発動し展開したことをどのようにとらえるのかという、一步先の研究のための問題状況の素描ともなっている。この素描と台湾事例の厚い記述とは、筆者の、また東アジア TJ 研究を目指す研究者にとっての重要な里程標となり得るものであろうと考えられる。

現代台湾 TJ の研究状況を振り返ると、まず日本の学界では、本論文にも言及されている若林正丈が「中華民國台湾化」という概括的コンセプトで現代台湾政治構造の変動を論じた著作の中で、中華民國台湾化という構造変化の一環として本論文のいうポスト独裁型 TJ にあたる二・二八事件と「白色テロ」に関わる「過去の見直し」の運動とその初歩的成果、および台湾先住民族の権利回復運動とその初歩的成果を、国民統合政策の転換というコンテキストに結びつけて論じた先行研究があるのみであり、その記述範囲も主として 1990 年代までに限定されていた。一方また、現地台湾における関連研究は、発表されれば直ちに「轉型正義」の政治的社会的実践の磁場に投げ込まれ TJ 運動の言説の側面を色濃く有してしまう傾向があり、また研究者の関心は展開する事態が指し示すところの最先端の諸問題に集中しがちである。これは本論文のような包括性のある台湾事例の論述が生まれにくい状況である。英語圏の研究の東アジアに対する関心の薄さは著書が述べている事例研究の偏りの状況が示すとおりである。

このような研究状況に照らせば、本研究は、台湾事例の分厚い記述と問題指摘によって、日本のみならず、台湾現地の研究にとっても、また国際的な研究状況にとって

も、事例研究の偏りを正すとともに研究観点の再構築を刺激する可能性を示す重要な貢献を為していると言える。

審査委員会は、本論文の学術的意義を以上のように高く評価するが、しかし、本論文にも問題点はある。審査委員会では主に(1)台湾における TJ プロセス分析のキー・コンセプトになっている「正義の構想のパラダイム・シフト」のパラダイムの意義、(2)著者が台湾の事例分析の「補助線」としているアガンベンの「例外状態」論と著者の言う台湾の「例外的国家性」という議論との間の距離、および(3)第4章に台湾のポスト紛争型 TJ の事例として挙げられている「台湾籍老兵」の事例と TJ 研究において通常ポスト紛争型として検討の対象となっている事例との落差、が論議された。

これらの指摘に対して、学位請求者は、これらの批判には妥当な面があることを認めた上で、本論文にとりあげた関連する事実や論点を再提起しつつ、それぞれ概略次のように応答した。

(1)については、「正義の構想のパラダイム・シフト」とは、国際法学者テイテルの、TJ とは国家暴力を正当化する権威主義体制の法規範のリベラル化であるとの議論を踏まえたものであるが、台湾先住民族の求める「歴史正義」はテイテル的なリベラル・デモクラシーの規範への「パラダイム・シフト」に収斂するとは限らないベクトルを含んでいて、どのような方向に進むのかの模索が続けられている状況である、従って本論文全体としてはテイテル的な定義からはズレが生じる結果となっていると認識している。

(2)については、確かにアガンベンの「例外状態」の議論は主権という仕組みのあるところに普遍的に存在している構造として提起されているものであるが、このような普遍性の故に、近代以降の台湾の歴史に堆積した「例外状態」の重層が、近代主権国家体系の中では特殊なもの、例外的なものとして立ち現れる、またそのことが台湾の TJ の逆説的な推進力となっていると理解している。

(3)については、中国内戦（国共内戦）は法的には終了していないのであるが、しかし、その戦争のある意味での被害者である「台湾籍老兵」のメモリー・アクティビズムの展開がありそれが「轉型正義」のコンセプトで受け止められ一定の成果をあげているという現実が実際に生じている。このことは、中国内戦に関して公的なポスト紛争型 TJ の不在の構造を浮き彫りにするものとして、現代台湾 TJ を全体性において把握する際には不可欠であると考えた。

審査委員会はこれらの応答から学位請求者が自身の論旨とその含意するところを深く把握していることを再確認した。

IV. 結論

最終口頭試問で指摘された上記の問題点は、しかしながら、今後の改善に向けてのコメントとも言えるものであり、本論文の主たる学術的貢献をなんら損なうものでは

ない。本論文は、一定の期間の修正・加筆の作業を経て出版すれば、移行期正義研究の台湾事例について、その多様な様相を一貫した視角で分厚い記述を展開した研究として、今後の東アジア移行期正義研究においても、また移行期正義研究一般においても、さらに台湾地域研究においても、歴史と記憶をめぐる国際関係研究の分野でも、意義ある貢献をなしえるものと期待できる。よって審査委員会は本論文が博士（政治学）の学位にふさわしいものと判定した。

審査委員 主査 若林正丈 早稲田大学大学院政治学術院教授（台湾研究）
副査 梅森直之 早稲田大学大学院政治学術院教授（日本政治思想史）
副査 土佐弘之 神戸大学大学院国際協力研究科教授（国際関係論）